

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 十 九 号

平成二十四年八月二十四日(金曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 池田 元久君

理事 岡本 充功君 理事 長尾 敬君

理事 長妻 昭君 理事 柚木 道義君

理事 加藤 勝信君 理事 田村 憲久君

理事 岡本 英子君 理事 古屋 範子君

理事 石森 久嗣君 理事 稲富 修二君

大西 健介君 工藤 仁美君

斉藤 進君 白石 洋一君

田中美絵子君 竹田 光明君

玉木 朝子君 仁木 博文君

西村智奈美君 野田 国義君

樋口 俊一君 藤田 一枝君

宮崎 岳志君 山口 和之君

吉田 統彦君 和田 隆志君

あべ 俊子君 菅原 一秀君

棚橋 泰文君 谷畑 孝君

永岡 桂子君 長勢 甚遠君

古川 禎久君 松浪 健太君

松本 純君 青木 愛君

石井 章君 小林 正枝君

中野渡詔子君 三宅 雪子君

坂口 力君 高橋千鶴子君

阿部 知子君 柿澤 未途君

厚生労働副大臣 西村智奈美君

厚生労働大臣政務官 藤田 一枝君

厚生労働委員会専門員 佐藤 治君

委員の異動

八月二十四日

辞任

山崎 摩耶君

補欠選任

野田 国義君

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十九号

平成二十四年八月二十四日

鴨下 一郎君 古川 禎久君
玉城デニー君 中野渡詔子君
江田 憲司君 柿澤 未途君

同日
辞任 補欠選任
野田 国義君 山崎 摩耶君
古川 禎久君 鴨下 一郎君
中野渡詔子君 玉城デニー君
柿澤 未途君 江田 憲司君

八月二十日

RSD(CRPS)の難病指定を求める意見書
(滋賀県草津市議会(第四九九九号))
一定規模以上の施設における調理師の配置の義務化を求める意見書(北海道議会(第四九五〇号))

医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書(岩手県宮古市議会(第四九五二号))
いわゆる脱法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する指導取り締まり等の強化を求める意見書(千葉県議会(第四九五二号))

違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の規制強化についての意見書(愛知県議会(第四九五三号))
医療的ケアが必要な重度障害者(児)の入院中の介護ニーズに応じた十分なサービスの提供を求める意見書(広島市議会(第四九五四号))

ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(広島県廿日市市議会(第四九五五号))
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書(福岡県田川市議会(第四九五六号))

沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書(沖縄県沖縄市議会(第四九五七号))

介護保険制度の見直しを求める意見書(北海道幕別町議会(第四九五八号))
神奈川県最低賃金改定等に関する意見書(神奈川県相模原市議会(第四五九四号))
神奈川県最低賃金改定に関する意見書(神奈川県鎌倉市議会(第四五九六号))
神奈川県最低賃金改定等に関する意見書(神奈川県小田原市議会(第四五九六号))
神奈川県最低賃金改定等に関する意見書(神奈川県逗子市議会(第四五九六号))
介護保険・後期高齢者医療制度の抜本的改善を求める意見書(愛知県弥富市議会(第四九六三号))
患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ワルトラ・オーファンドラッグ)開発促進・支援のための法整備等を求める意見書(滋賀県議会(第四九六四号))
過労死防止基本法の制定を求める意見書(大阪府高槻市議会(第四九六五号))
過労死防止基本法の制定を求める意見書(大阪府八尾市議会(第四九六六号))
介護保険制度の抜本的改革を求める意見書(大阪府泉佐野市議会(第四九六七号))
介護報酬の地域区分の見直しを求める意見書(大阪府泉佐野市議会(第四九六八号))
介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書(兵庫県芦屋市議会(第四九六九号))
介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充及び継続を求める意見書(熊本県議会(第四九七〇号))
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(長崎県南島原市議会(第四九七一号))
「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書(長崎県川棚町議会(第四九七二号))
「空襲被害者等援護法」(仮称)の早期成立を求める意見書(長崎県佐世保市議会(第四九七三号))

国におけるたばこ政策に関する意見書(熊本県議会(第四九七四号))
けいれん性発声障害(ＳＤ)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道議会(第四九七五号))
けいれん性発声障害(ＳＤ)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道函館市議会(第四九七六号))
けいれん性発声障害(ＳＤ)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道小樽市議会(第四九七七号))
けいれん性発声障害(ＳＤ)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道旭川市議会(第四九七八号))
けいれん性発声障害(ＳＤ)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道苫小牧市議会(第四九七九号))
けいれん性発声障害(ＳＤ)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道稚内市議会(第四九八〇号))
けいれん性発声障害(ＳＤ)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道士別市議会(第四九八一号))
現行法(原子爆弾被害者に対する援護に関する法律)の改正を求める意見書(北海道根室市議会(第四九八二号))
けいれん性発声障害(ＳＤ)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道登別市議会(第四九八三号))
けいれん性発声障害(ＳＤ)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道知内町議会(第四九八四号))
現行法(原子爆弾被害者に対する援護に関する法律)の改正を求める意見書(北海道古平町議

会(第四九八五号)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書(北海道上富良野町議会(第四九八六号))

現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)の改正を求める意見書(北海道猿払村議会(第四九八七号))

けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道斜里町議会(第四九八八号))

けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道幕別町議会(第四九八九号))

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正を求める意見書(千葉県勝浦市議会(第四九九〇号))

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書(東京都葛飾区議会(第四九九一号))

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書(東京都三鷹市議会(第四九九二号))

原子爆弾被爆地域域の拡大を求める意見書(広島市議会(第四九九三号))

「この健康基本法(仮称)」の早期制定を求める意見書(北海道議会(第四九九四号))

この健康を守り推進する基本法(仮称)の制定を求める意見書(岩手県議会(第四九九五号))

この健康基本法の制定を求める意見書(盛岡市議会(第四九九六号))

公的年金二・五%の引き下げに反対する意見書(岩手県北上市議会(第四九九七号))

「コケイン」症候群の難治性疾患克服研究事業臨床調査研究分野対象疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患への指定を求める意見書(宮城県議会(第四九九八号))

公的年金の特例水準の解消を行わないことを求める意見書(宮城県栗原市議会(第四九九九号))
コケイン症候群を国の難治性疾患克服研究事業

の調査研究対象疾患と小児慢性特定疾患に指定(難病指定)することを求める意見書(宮城県女川町議会(第五〇〇〇号))

厚生年金基金制度の抜本改正を求める意見書(宇都宮市議会(第五〇〇一号))

「この健康を守り推進する基本法」の早期制定を求める意見書(宇都宮市議会(第五〇〇二号))

この健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書(埼玉県玉川市議会(第五〇〇三号))

「この健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書(東京都豊島区議会(第五〇〇四号))

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書(神奈川県逗子市議会(第五〇〇五号))

国民の健康を守り、ドナーの骨髄提供しやすい社会環境づくりを図る「骨髄バンク・ドナー助成制度」創設を求める意見書(新潟市議会(第五〇〇六号))

この健康を守り推進する基本法(仮称)の制定を求める意見書(富山県議会(第五〇〇七号))

この健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書(富山県議会(第五〇〇八号))

公的年金二・五%削減を行わないよう求める意見書(石川県白山市議会(第五〇〇九号))

国民健康保険の財政基盤の強化と安定した医療保険制度の確立を求める意見書(石川県能美市議会(第五〇一〇号))

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書(長野県阿智村議会(第五〇一二号))

「この健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書(静岡県袋井市議会(第五〇一二号))

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書(静岡県東伊豆町議会(第五〇一三三号))

この健康を守り推進する基本法の制定に関する意見書(愛知県半田市議会(第五〇一四号))

この健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書(京都府綾部市議会(第五〇一五号))

「この健康を守り推進する推進基本法(仮称)」の法制化を求める意見書(京都府木津川市議会(第五〇一六号))

「この健康基本法(仮称)」の法制化を求める意見書(京都府井手町議会(第五〇一七号))

この健康基本法(仮称)の法制化を求める意見書(大阪府東大阪市議会(第五〇一八号))

公的年金の特例水準解消反対に関する意見書(兵庫県尼崎市議会(第五〇一九号))

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書(兵庫県西宮市議会(第五〇二〇号))

「この健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求める意見書(兵庫県三田市議会(第五〇二一号))

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書(兵庫県香美町議会(第五〇二二号))

「この健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書(島根県隠岐の島町議会(第五〇二三号))

「この健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求める意見書(岡山県玉野市議会(第五〇二四号))

公契約条例制定への賛同に関する意見書(岡山県美作市議会(第五〇二五号))

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書(山口市議会(第五〇二六号))

子供や高齢者の疾病予防に有効なワクチン接種の法的な位置づけの早期実現及び確実な財源の確保を求める意見書(高知県議会(第五〇二七号))

「この健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書(福岡市議会(第五〇二八号))

「この健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書(宮崎県日向市議会(第五〇二九号))

「この健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書(鹿児島県霧島市議会(第五〇三二二号))

「この健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書(鹿児島県始良市議会(第五〇三三三号))

「この健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書(沖縄県糸満市議会(第五〇三四号))

「この健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書(沖縄県豊見城市議会(第五〇三五号))

「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書(沖縄県うるま市議会(第五〇三六号))

「この健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書(沖縄県読谷村議会(第五〇三七号))

「この健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書(沖縄県北谷町議会(第五〇三八号))

「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書(沖縄県与那原町議会(第五〇三九号))

「この健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書(沖縄県八重瀬町議会(第五〇四〇号))

「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書(沖縄県多良間村議会(第五〇四一号))

最低賃金改正等に関する意見書(岩手県議会(第五〇四二号))

最低賃金制度の充実に関する意見書(神奈川県秦野市議会(第五〇四三三号))

心理職の国家資格化の創設を早期に求める意見書(宮城県議会(第五〇四四号))

事業復興型雇用創出事業の改善を求める意見書(宮城県議会(第五〇四五号))

新薬開発促進支援の拡充についての意見書(東

京都立川市議会(第五〇四六号)
持続可能な市町村国保の構築を求める意見書
(富山県議会)(第五〇四七号)
持続可能な市町村国保の構築を求める意見書
(富山県議会)(第五〇四八号)
子宮頸がん等ワクチンの定期接種化についての
意見書(静岡県議会)(第五〇四九号)
若年性認知症に対する支援の充実に関する意見
書(東京都立川市議会)(第五〇五〇号)
障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意
見書(北海道函館市議会)(第五〇五一号)
障害者自立支援法を廃止し、確実かつ実効的な
障害者総合福祉法(仮称)の制定を求める意見書
(北海道古平町議会)(第五〇五二号)
障害者自立支援法にかわる新たな障害者福祉施
策を講ずる「障害者総合支援法」の施行に係る意
見書(茨城県つくば市議会)(第五〇五三号)
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格
提言に沿った障害者総合福祉法の制定を求める
意見書(神奈川県茅ヶ崎市議会)(第五〇五四号)
障害者総合福祉法(仮称)の制定等に関する意見
書(石川県議会)(第五〇五五号)
障害者権利条約批准に向けた早期の法整備を求
める意見書(京都府綾部市議会)(第五〇五六号)
障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の
制定を求める意見書(大阪府泉南市議会)(第五
〇五七号)
「障害者総合支援法」に関する意見書(和歌山県
議会)(第五〇五八号)
障害者総合福祉法(仮称)の制定を求める意見書
(鳥取県三朝町議会)(第五〇五九号)
障害者自立支援法の廃止と総合福祉法の成立を
早期に求める意見書(福岡県水巻町議会)(第五
〇六〇号)
障がい者の権利を保障する新たな「障害者総合
福祉法」の制定を求める意見書(熊本県上天草市
議会)(第五〇六一号)
全国健康保険協会管掌健康保険に関する意見書
(北海道議会)(第五〇六二号)

生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療
費自己負担免除の継続を求める意見書(宮城県
登米市議会)(第五〇六三号)
生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療
費自己負担免除の継続を求める意見書(宮城県
大衡村議会)(第五〇六四号)
生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療
費自己負担免除の継続を求める意見書(宮城県
涌谷町議会)(第五〇六五号)
生活保護制度の改善を求める意見書(宇都宮市
議会)(第五〇六六号)
生活保護制度の抜本的な見直しを求める意見書
(埼玉県議会)(第五〇六七号)
生活保護制度の見直しを適正に行うことを求め
る意見書(東京都三鷹市議会)(第五〇六八号)
生活保護制度の抜本的な見直しを求める意見書
(神奈川県議会)(第五〇六九号)
総合福祉部会の骨格提言に基づく新たな障害者
総合福祉法制度の確立を求める意見書(神奈川県
県返子市議会)(第五〇七〇号)
脱法ドラッグの規制強化を求める意見書(大阪
市議会)(第五〇七一号)
地域医療の再生に関する意見書(福島県議会)(
第五〇七二号)
地域がん登録の早期法制化についての意見書
(愛知県議会)(第五〇七三号)
知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設
を求める意見書(宮崎県日向市議会)(第五〇七
四号)
「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関す
る意見書(東京都立川市議会)(第五〇七五号)
駐留軍関係離職者等臨時措置法の延長に関する
意見書(東京都羽村市議会)(第五〇七六号)
中小企業等が加入する健康保険の保険料負担の
軽減を求める意見書(和歌山県議会)(第五〇七
七号)
駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関
する意見書(山口県議会)(第五〇七八号)
駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長

に関する意見書(那覇市議会)(第五〇七九号)
駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長
に関する意見書(沖縄県東村議会)(第五〇八〇
号)
特殊ミルクの医療保険適用を求める意見書(前
橋市議会)(第五〇八一号)
トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求
める意見書(広島県議会)(第五〇八二号)
特別養護老人ホームの多床室容認を求める意見
書(鹿児島県議会)(第五〇八三号)
妊婦健康診査への財政支援の継続を求める意見
書(高知県議会)(第五〇八四号)
任意ワクチンを定期接種法に位置づけるよう求
める意見書(高知県香美市議会)(第五〇八五号)
脳脊髄液減少症の医療に関する意見書(山形県
議会)(第五〇八六号)
脳脊髄液減少症の治療等に関する意見書(山形
市議会)(第五〇八七号)
パーキンソン病の特定疾患見直しの撤回を求め
る意見書(石川県議会)(第五〇八八号)
パーキンソン病の特定疾患見直しの撤回を求め
る意見書(金沢市議会)(第五〇八九号)
B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書
(北海道北見市議会)(第五〇九〇号)
被災者の医療費免除の期限延長を求める意見書
(岩手県議会)(第五〇九一号)
ひとり親家庭に対する自立支援施策の拡充を求
める意見書(岩手県議会)(第五〇九二号)
東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減
免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住
費の減免措置に対する財政支援を求める意見書
(宮城県議会)(第五〇九三号)
東日本大震災により被災した被保険者等の医療
費一部負担金免除措置の継続を求める意見書
(宮城県議会)(第五〇九四号)
東日本大震災の被災者に対する医療費一部負担
金免除の継続を求める意見書(宮城県栗原市議
会)(第五〇九五号)
東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継

続を求める意見書(宮城県女川町議会)(第五〇
九六号)
B型肝炎・C型肝炎患者の救済を求める意見書
(山形市議会)(第五〇九七号)
B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書(富
山県議会)(第五〇九八号)
B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書
(長崎県波佐見町議会)(第五〇九九号)
父子家庭支援の拡充を求める意見書(山形県議
会)(第五一〇〇号)
不活化ポリオワクチンの導入及び予防接種制度
見直しに関する意見書(千葉県八千代市議会)(
第五一〇一号)
複合性局所疼痛症候群(CRPS)の難病指定を
求める意見書(滋賀県彦根市議会)(第五一〇二
号)
平成二十四年度地方最低賃金改正等についての
意見書(島根県議会)(第五一〇三号)
補助犬育成・普及に対する助成制度の確立を求
める意見書(前橋市議会)(第五一〇四号)
放射性物質に係る食品の安全性の確保を求める
意見書(新潟県議会)(第五一〇五号)
民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制
定を求める意見書(沖縄県糸満市議会)(第五一
〇六号)
民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制
定を求める意見書(沖縄県豊見城市議会)(第五
一〇七号)
メンタルヘルス(心の健康)検査の義務化を求め
る意見書(前橋市議会)(第五一〇八号)
リンパ浮腫治療患者に対する経済的負担軽減に
関する意見書(岡山市議会)(第五一〇九号)
若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見
書(山梨県議会)(第五一一〇号)
若者の雇用環境の改善を求める意見書(静岡県
沼津市議会)(第五一一一号)
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件

厚生労働関係の基本施策に関する件
カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に
関する法律案起草の件

○池田委員長 これより会議を開きます。

厚生労働関係の基本施策に関する件について調
査を進めます。

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に
関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において
御協議をいただき、今般、意見の一致を見まし
たので、委員長において草案を作成し、委員各位
のお手元に配付いたしております。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長か
ら御説明申し上げます。

昭和四十三年、九州地方を中心に、ポリ塩化ビ
フェニル及びこれに由来するダイオキシン類が混
入した食用油の摂取等を原因として健康被害が生
じたカネミ油症事件が発生いたしました。

カネミ油症については、その治療法がまだ確
立しておらず、患者の方々は、長年にわたり多様
な症状で苦しんでおります。同事件の原因企業で
あるカネミ倉庫からは医療費等が支給されていま
すが、カネミ倉庫の経営状況への懸念等から、患
者の方々は、将来に対して不安を抱えています。

本案は、そのような食品を介してポリ塩化ビ
フェニル及びこれに由来するダイオキシン類を摂
取したこと等を原因とする特殊な健康被害その他
のカネミ油症患者の置かれた事情を考慮し、カネ
ミ油症患者に関する施策を総合的に推進しようと
するものであり、その主な内容は、次のとおりで
あります。

第一に、カネミ油症患者に関する施策につい
て、カネミ油症患者が適切な医療を受けることが
できるようにするとともに、カネミ油症患者の生
活の質の維持向上を図られるようにすること等を
基本理念として定めること。

第二に、カネミ油症患者に関する施策に関し、

国、関係地方公共団体、原因事業者及び国民の責
務を明らかにすること。

第三に、厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カ
ネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的
な指針を策定しなければならないこと。

第四に、国は、医療費の支払い等の支援、健康
状態の把握、診断基準の見直し並びに調査及び研
究の促進等について、必要な施策を講ずるものと
すること。

第五に、国及び関係地方公共団体は、医療提供
体制の確保、情報の収集提供体制の整備につい
て、必要な施策を講ずるものとする。

第六に、政府は、この法律の施行後三年を目途
として、この法律の施行状況を勘案し、カネミ油
症患者に関する施策のあり方について検討を加
え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの
とすること。

第七に、経済的、社会的環境の変化等により原
因事業者の事業の継続が困難となることが明らか
となった場合には、速やかに検討が加えられ、そ
の結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものと
すること。

なお、本法は、公布の日から施行すること。
以上が、本起草案の趣旨及び内容の概要であり
ます。

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に
関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○池田委員長 お諮りいたします。
お手元に配付しております草案をカネミ油症患者
者に関する施策の総合的な推進に関する法律案の
成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○池田委員長 起立総員。よって、そのように決
しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。
午前十一時十四分散会

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進
に関する法律案

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推
進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 基本指針（第八条）

第三章 基本的施策（第九条～第十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、食品を介してポリ塩化ビ
フェニル等を摂取したこと等を原因とする特殊
な健康被害その他のカネミ油症患者が置かれて
いる事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策
に関し、基本理念を定め、国、関係地方公共団
体、原因事業者及び国民の責務を明らかにし、
並びに基本指針の策定について定めるとも
に、カネミ油症患者に関する施策の基本となる
事項を定めることにより、カネミ油症患者に関
する施策を総合的に推進することを目的とす
る。

（定義）
第二条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル
等」とは、ポリ塩化ビフェニル及びこれに由来
するダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別
措置法平成十一年法律第百五号）第二条第一項
に規定するダイオキシン類をいう。

2 この法律において「カネミ油症」とは、昭和四
十三年に九州地方を中心に発生したポリ塩化ビ
フェニル等が混入した食用油の摂取等を原因と
する健康被害が生じた事件（以下「カネミ油症事
件」という。）における当該摂取等を原因として
発生した疾患をいう。

3 この法律において「カネミ油症患者」とは、カ
ネミ油症にかかった者をいう。

4 この法律において「原因事業者」とは、カネミ
油症が生ずる原因となった食用油を製造した事
業者をいう。

（基本理念）
第三条 カネミ油症患者に関する施策は、次に掲
げる事項を基本理念として行われなければならない。
一 カネミ油症患者がその居住する地域にかか
わらず等しくその状態に応じた適切なカネミ
油症に係る医療を受けることができるように
するとともに、カネミ油症患者の生活の質の
維持向上が図られるようにすること。
二 カネミ油症に関する専門的、学際的又は総
合的な研究を推進することによりカネミ油症
の診断、治療に係る技術の向上を図るとと
もに、その成果を普及し、活用し、及び発展
させること。
三 カネミ油症患者に関する施策を推進するに
当たっては、カネミ油症患者及びその家族
（以下「カネミ油症患者等」という。）の人権が
尊重され、カネミ油症患者等がカネミ油症患者
者であることを理由に差別されないように
配慮するものとする。

四 原因事業者に対し国が行う支援は、カネミ
油症患者の生活の質の維持向上に資すること
を旨として、行われるものとする。

（国の責務）
第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、カネ
ミ油症患者に関する施策を総合的に策定し、及
び実施する責務を有する。

（関係地方公共団体の責務）
第五条 関係地方公共団体は、第三条の基本理念

にのつとり、カネミ油症患者に関する施策に關し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(原因事業者の責務)

第六条 原因事業者は、カネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復を誠実に行うとともに、国及び関係地方公共団体が講ずるカネミ油症患者に関する施策に協力する責務を有する。(国民の責務)

第七条 国民は、カネミ油症に関する正しい知識を持ち、カネミ油症患者等がカネミ油症患者等であることを理由に差別されないように配慮するよう努めなければならない。

第二章 基本指針

第八条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を策定しなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 カネミ油症患者に関する施策の基本的な方向

二 原因事業者によるカネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復の支援に関する事項

三 カネミ油症患者の健康状態の把握に関する事項

四 カネミ油症の診断基準の見直し並びに調査及び研究に関する事項

五 カネミ油症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

六 カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集及び提供を行う体制の整備並びにカネミ油症患者等に対する相談支援の推進に関する事項

七 その他カネミ油症患者に関する施策に関する重要事項

3 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(医療費の支払等の支援)

第九条 国は、カネミ油症患者が必要に応じ適切なカネミ油症に係る医療を受け、その他カネミ油症患者がカネミ油症事件に係る被害の回復を図ることによりその生活の質を維持向上させることができるよう、原因事業者によるカネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復を支援するために必要な施策を講ずるものとする。(健康状態の把握)

第十条 国は、カネミ油症に関する調査及び研究を推進するため、カネミ油症患者の健康状態を把握するために必要な施策を講ずるものとする。

(診断基準の見直し並びに調査及び研究の促進等)

第十一条 国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の確保)

第十二条 国及び関係地方公共団体は、カネミ油症患者がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切なカネミ油症に係る医療を受けることができるよう、医療機関と原因事業者の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集提供体制の整備等)

第十三条 国及び関係地方公共団体は、カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、カネミ油症患者等に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 経済的社会的環境の変化その他の事情により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

食品を介してボリ塩化ビフェニル等を摂取したこと等を原因とする特殊な健康被害その他のカネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、基本理念を定め、国、関係地方公共団体、原因事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに基本指針の策定について定めるとともに、カネミ油症患者に関する施策の基本となる事項を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年八月三十日印刷

平成二十四年八月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K